院内感染対策に関する取組事項

1　院内感染対策に係る基本的な考え方

患者様及び医療従事者の安全を確保する為、医療関連の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務である。

2　院内感染対策に係る組織体制、業務内容

当院における院内感染に関する重要事項を調査、審議及び決定する機関として、院内感染対策委員会を設置し、毎月会議を開催しています。

また、感染対策活動を具体的に実践する感染対策チーム（ICT）を設置し、院内で横断的に職務を遂行しています。

3　抗菌薬適正使用のための方策

薬剤耐性菌を減らすために、抗菌薬や耐性菌に関する知識を伝え、理解を深めるとともに抗菌薬を正しく使う取り組みを強化しています。

4　他の医療機関等の連携体制

当院は、感染対策の強化、医療関連感染の発生時に助言を受けるため、他の医療機関と連携を行い情報の共有をしています。

医療法人　梶原病院

２０２３年9月１日